

滋賀県
イヌワシ・クマタカ
保護指針について



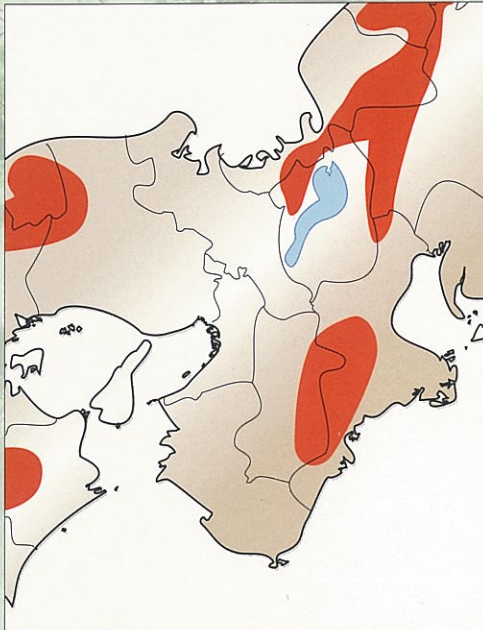
イヌワシ



クマタカ

イヌワシ・クマタカは絶滅の危機に瀕しています

イヌワシ・クマタカは、非常に数が少なく、絶滅の危機に瀕しています。
特に、イヌワシは県内で10つがい程度しか生息していません。

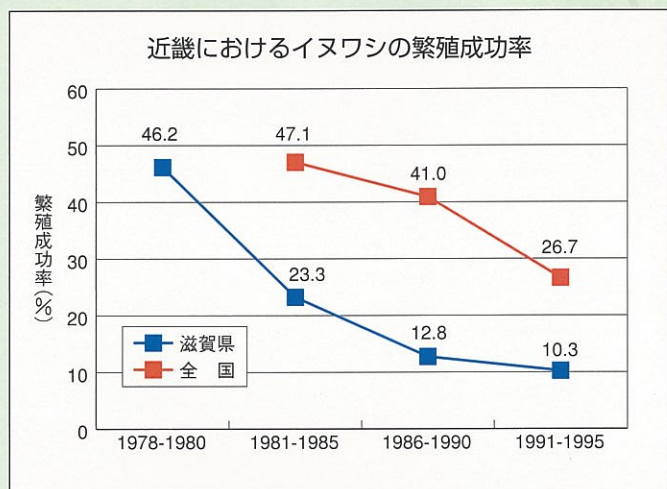


近畿におけるイヌワシの分布

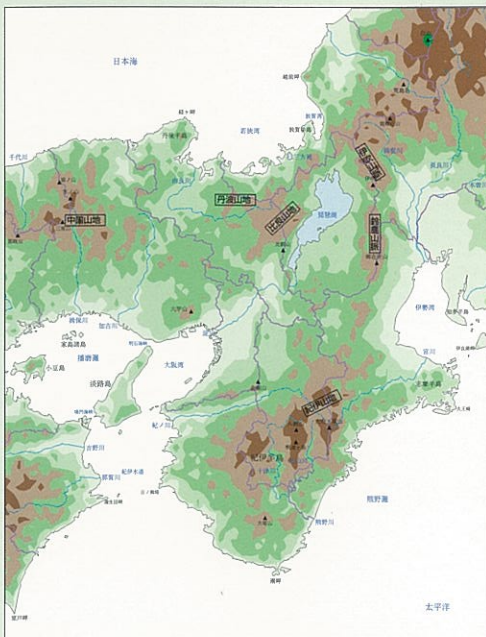
出典：「猛禽類保護の進め方
(特にイヌワシ・クマタカ・オオタカについて)」
(環境庁:1996) (元出典:日本鳥類保護連盟(1995)、原図:
日本イヌワシ研究会)より近畿圏を抜粋

滋賀県はイヌワシの分布域から見ると連続分布の南、西端に当たり、滋賀県のイヌワシがいなくなった場合の影響は、西日本や紀伊半島に点在する分布域との分断がより大きくなり、滋賀県のみならず、日本におけるイヌワシ個体群の維持に影響を与える可能性があります。

日本イヌワシ研究会によると、全国のイヌワシの繁殖成功率は1986年から低下し、1991年以降は30パーセントを下回るまで急激な低下を示しています。特に西日本での繁殖成功率の低下が著しく、滋賀県では全国より5年早く低下をはじめており、1991~1995年の期間では繁殖成功率が10.3パーセント(山崎:1998)となっています。



出典：「イヌワシ・クマタカの生態と生態系保全」(山崎:1998)



滋賀県周辺の山地の連続性

滋賀県のクマタカは、県境の山地のつながりによって、分布の連続性が琵琶湖を境に東側と西側に分けられています。

このため、分布の連続性の観点から見ると滋賀県のクマタカは、分布のボトルネックにあたり、ここに生息している個体や個体群が失われることにより、本州における東西のクマタカの連続性が分断され、個体群の維持がより困難になる危険性や、紀伊半島につながる分布域が消滅する危険性があります。

イヌワシ・クマタカの保護を行う意義

全国的には

■希少性

- 食物連鎖の上位種で個体数が少ないです。
- 全国的に減少しています。

環境省により「絶滅危惧 I B類」に選定されています。

■生態系の指標

- 安定した生態系の指標となります。
- 環境の変化や有害物質の指標となります。

イヌワシ・クマタカの保護は生態系の保全につながります。

■自然保護の象徴

- 大空を悠然と飛翔する姿形がよいです。
- 豊かな自然を象徴しています

自然保護のシンボルとされることがあります。

滋賀県では

■希少性

- 個体数が少なく、絶滅が危惧されています。
- 県内でも繁殖率が低下しています。

滋賀県では「絶滅危惧種」に選定されています。

■分布の連続性

- イヌワシの分布における南、西限です。
- クマタカの分布のボトルネック部です。

全国的な分布から見て、滋賀県の重要性は高いものです。

■豊かな自然環境の維持

- 主な生息域は琵琶湖を取り囲む山岳森林地帯です。
- この山岳森林地帯は琵琶湖の水源です。

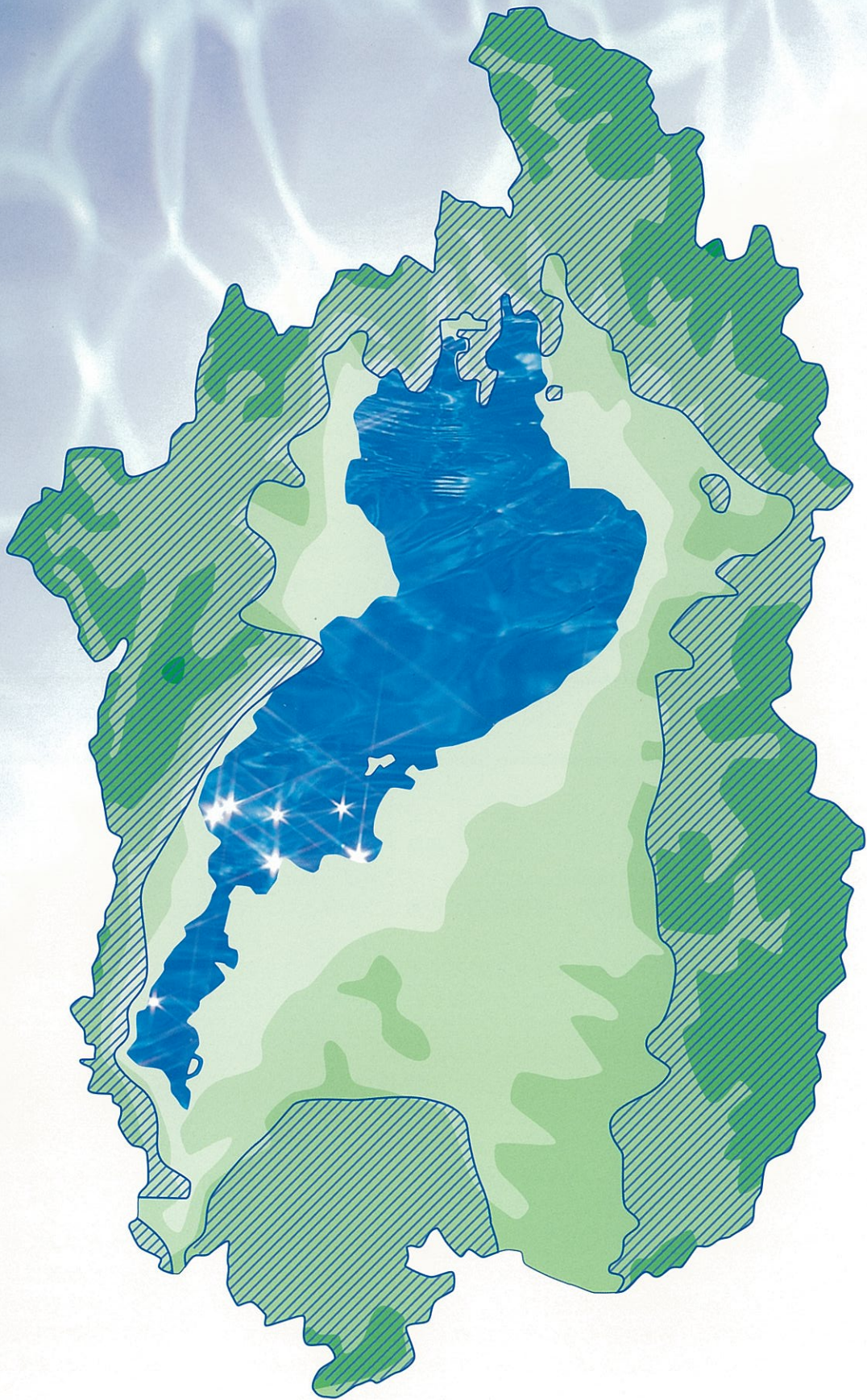
イヌワシ、クマタカの生息環境の保全は、森林・水、そして琵琶湖を通じて我々の生活環境の保全につながります。

滋賀県の基本的な考え方

- イヌワシ・クマタカと人々が共生できる社会を目指します。
- 県民、NPO/NGO、研究者、事業者、行政の協働により、イヌワシ・クマタカの保護に取り組んでいきます。

イヌワシ・クマタカについて、「滋賀県で大切にすべき野生生物」で示している生息・生育する可能性のある地域を参考に「イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン」を設定しました。「イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン」は、イヌワシ・クマタカの保護対策を検討する際の目安として利用するものであり、原則としてゾーン内の地域はイヌワシ・クマタカが生息している可能性があるものとして対応します。

イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン



イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン

イヌワシ

つがいごとにテリトリー（なわばり）を持ち、留鳥として周年同じ地域で生活しています。

山岳地帯に生息する猛禽類の一種であり、主に空中から獲物（主にノウサギ・ヤマドリ・ヘビ）を探するため、自然草地や低灌木林、伐採跡地のような比較的開けた場所や落葉した広葉樹林などが必要です。巢の多くは急峻な斜面の岩壁に作られます。絶滅の危機に瀕しているため、現存する営巣地周辺の保全が必要です。

その生活サイクルは一般的には下図のようになります。（敏感度：生息に与える影響の度合い）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
敏感度	大	極大	大	中	小	中	大						
	造巢期	抱卵期	巢内育雛期	巢外育雛期・家族期	巢外育雛期・家族期	巢外育雛期・家族期	巢外育雛期・家族期	巢外育雛期・家族期	巢外育雛期・家族期	巢外育雛期・家族期	求愛期	造巢期	造巢期

「猛禽類保護の進め方（特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて）」（環境庁：1996）に基づき作成

滋賀県では繁殖活動は11月頃から始まり、営巣地付近でダイナミックな波状飛行や急降下飛行などを行います。1月になると巣材運びが活発となり、2月上旬に産卵が行われます。産卵数は2個で、抱卵期間は42～43日間です。抱卵や抱雛は主として雌が行い、雄は短時間、交替するだけです。1番目の雛が孵化してから約3日後に2番目の雛が孵化しますが、1番目の雛につつかれ、親からの給餌が受けられずにほとんどの場合、1週間以内に死亡します。巢内育雛期間は約70～80日間で巣立ちは6月上旬から中旬が多く、巣立った幼鳥は1ヶ月ほどすると飛行能力が上達し、親と一緒にハンティングエリアに出かけるようになります。

クマタカ

つがいごとにテリトリー（なわばり）を持ち、留鳥として周年同じ地域で生活しています。森林性の猛禽類の一種であり、林内や林縁部で、ノウサギ・ヤマドリ・ヘビ、小型～中型の鳥類・哺乳類などの獲物を広く捕食するため、広葉樹林、階層構造の発達した針葉樹林、自然草地、低木林などが混じる森林環境が必要です。

造巣するのは、モミ、アカマツ、スギなどの大木であり、これらを保全していくことが必要です。

その生活サイクルは一般的には下図のようになります。（敏感度：生息に与える影響の度合い）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
敏感度	大	極大	大	中	小	中	大						
	求愛期	造巢期	抱卵期	巢内育雛期	巢外育雛期・家族期	巢外育雛期・家族期	巢外育雛期・家族期	巢外育雛期・家族期	巢外育雛期・家族期	巢外育雛期・家族期	求愛期	造巢期	造巢期

「猛禽類保護の進め方（特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて）」（環境庁：1996）に基づき作成

滋賀県では繁殖活動は11月頃から始まり、繁殖テリトリー付近でのディスプレイ飛行がよく観察されるようになります。巣造りは2月頃から始まり、3月中下旬に1卵を産卵します。抱卵や抱雛はほとんど雌が行い、雄はもっぱら餌供給にあたります。巣立ちは7月中旬から8月初めで、巣立ち後も幼鳥は巢の周囲1km以内に留まり、翌年2月くらいまでは親からの餌供給を受けます。その後は次第に行動範囲を広げますが、急速に拡大することなく、2年目でも巢の周囲に出現することが多くみられます。

事業者の皆様へ

「イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン」で開発事業計画がある場合は、自然保護課もしくは地域振興局にご連絡ください。

なお、イヌワシ・クマタカを確認した場合などは、小規模な開発事業計画であっても、この指針の主旨を踏まえ、関係機関と十分な協議の上、適切な調査方法を検討し、実施していく必要があります。

問い合わせ先

名 称	所 在 地	連 絡 先
滋賀県琵琶湖環境部 自然保護課	〒520-8577 大津市京町四丁目1-1	Tel 077-528-3480 Fax 077-528-4846
滋賀県大津林業事務所	〒520-0807 滋賀県大津市松本一丁目2-1(大津合同庁舎3階)	Tel 077-527-0655 Fax 077-523-1831
滋賀県湖南地域振興局 環境農政部環境森林整備課	〒525-0034 滋賀県草津市草津三丁目14-75	Tel 077-564-7211 Fax 077-564-1733
滋賀県甲賀地域振興局 環境農政部森林整備課	〒528-0005 滋賀県甲賀郡水口町水口6200	Tel 0748-62-1601 Fax 0748-63-3927
滋賀県東近江地域振興局 環境農政部森林整備課	〒527-0023 滋賀県八日市市緑町7-23	Tel 0748-22-1121 Fax 0748-22-8798
滋賀県湖東地域振興局 環境農政部森林整備課	〒522-0071 滋賀県彦根市元町4-1	Tel 0749-23-3511 Fax 0749-26-4864
滋賀県湖北地域振興局 環境農政部森林整備課	〒526-0033 滋賀県長浜市平方町1152-2	Tel 0749-63-3111 Fax 0749-63-4155
滋賀県湖西地域振興局 環境農政部森林整備課	〒520-1621 滋賀県高島郡今津町今津1758	Tel 0740-22-0121 Fax 0740-22-6265